

民事執行（解説編）

目次

第 I 部 民事執行とは？	3
1 民事執行の目的	3
1.1 そもそも訴訟で勝つとどうなるの？	3
1.2 それでも被告がお金を払わなかったら？	3
1.3 事前の準備もしっかりしておく！	3
2 民事執行の種類	4
2.1 金銭執行と非金銭執行	4
2.2 強制執行と担保権の実行	4
3 債務名義と執行文	5
3.1 受訴裁判所と執行裁判所	5
3.2 債務名義	5
3.3 執行文 執行力ある債務名義	5
3.4 公正証書	6
3.5 抵当権等の担保権の登記	6
第 II 部 金銭執行	7
4 総論 手続全体の流れ	7
4.1 差押	7
4.2 換価	7
4.3 満足	7
5 不動産強制競売	7
5.1 申立	8
5.1.1 申立手続	8
5.1.2 二重開始決定	8
5.1.3 申立前の租税等の滞納処分による差押	8
5.2 差押	8
5.2.1 開始決定と差押	8
5.3 換価	9
5.3.1 現況調査命令、評価命令	9
5.3.2 売却基準価額の決定、無剰余による取り消し	9
5.3.3 物件明細書の作成	9
5.3.4 売却	9
5.4 満足	9
5.4.1 配当等 二つの方法	9

5.4.2	配当異議	10
5.4.3	配当金等の交付と受領	10
6	担保不動産競売	10
6.1	債務名義は不要	10
6.2	被担保債権・請求債権について	11
6.3	担保権についての知識	11
6.4	債務者と所有者	11
6.4.1	物上保証人	11
6.4.2	第三取得者	11
7	動産執行	11
7.1	申立	11
7.2	差押	12
7.3	換価	12
7.4	満足	12
8	債権執行	12
8.1	申立	12
8.1.1	差押債権	12
8.1.2	差押禁止債権	12
8.1.3	扶養義務等に係る債権による債権差押の特例	13
8.1.4	申立手続	13
8.1.5	第三債務者に対する陳述の催告の申立	13
8.1.6	転付命令	14
8.2	差押	14
8.3	換価及び、満足	14
9	担保権の実行としての債権執行	15
9.1	担保権の実行としての債権執行とは	15
10	強制管理と担保不動産収益執行	15
第 III 部 非金銭執行		16
11	不動産の引渡し、明渡しの強制執行	16
11.1	申立	16
11.2	明渡しの催告	16
11.3	執行	16
12	建物収去土地明け渡しの強制執行 代替執行について	17
12.1	建物収去土地明け渡し	17
12.2	代替執行	17
12.3	建物収去命令申立	17
12.4	授權決定発令から執行まで	17
12.5	費用前払の決定	17
12.6	建物収去土地明け渡しのもつめ	18

第I部

民事執行とは？

1 民事執行の目的

1.1 そもそも訴訟で勝つとどうなるの？

モデル事例

AはBに金100万円を貸したが、返す約束の日になってもBは返してくれない。しかも、Bは「そんなお金借りていない。」などといい始めた。そこで、Aは裁判所に訴えを提起し、「Bは100万円をAに直ちに返さなければいけない」という判決を得た。

A氏は「訴訟」を起こし、勝訴判決を得た。しかし、実際にはどのような利益を得たといえるのか？

- 法律関係の確定 いくらBが「金を借りていない」といってもお金を返せと言える
- 判決正本 第2回口頭弁論調書等の判決が書かれた書面

勝訴したとしても本当に欲しいものである「お金」は直ちにかえてくるわけではない。つまり、訴訟に勝ったとしても、裁判所のお墨つきと、それを証明する判決正本という書類を受け取るだけである。実際にお金がかえてくるかどうかはまた別の問題である。

1.2 それでも被告がお金を払わなかったら？

B氏があらかじめ任意にお金を支払ってくれば問題ないが、それでも支払ってくれなければどうしたらよいか？ せっかくもらった判決正本もこのままでは役に立たない。

いくら裁判所がB氏が支払わなければいけないと判断したとしても、A氏がBから無理矢理お金を取り立てることは許されない。(自力救済の禁止) 例えば、A氏がBの財布から勝手にお金を抜いたり、B所有の自動車を勝手に処分してその代金から返済を受けたりしてはいけない。たとえ、目の前でBが高価なダイヤの指輪を自慢していたとしてもこれを無理矢理取って換金してしまってもいけない。

一方で、このままでは、訴訟費用や時間や手間をかけて勝訴判決を得たA氏は救われない。その結果、訴訟制度自体を軽んじる人が出てしまうかもしれないし、裁判所へ訴えようと思わなくなるかもしれない。

そこで、被告が任意に債務の履行をしない場合に、これを強制するのが「執行」制度である。裁判所が債権者にかわり、適切に債務の履行を強制させることにより、債権者の満足を得させることができる。

1.3 事前の準備もしっかりしておく！

裁判所へ執行を申し立てることで、貸したお金の回収はできるが、B氏は訴えを提起された時点で、「この裁判はきっと負けるから、事前に財産を隠しておこう!」と財産を隠すことがありうる。そうしたらいくら執行を申し立てることができても、お金の回収はできない。そこで、事前に債務者の財産を(仮に)確保しておく手続が「保全」である。保全が有効である間は債務者は勝手にこれを処分することはできないから、債権者は安心して裁判に専念することができる。

ポイント

- ホップ 保全で準備をしっかりとっておき
- ステップ 訴訟で法律関係をはっきりさせ
- ジャンプ 執行で目的を実現させる。

2 民事執行の種類

民事執行の種類は図のとおりである。



2.1 金銭執行と非金銭執行

金銭の回収を目的とするかどうか

金銭執行 金銭の回収を目的とする。

非金銭執行 金銭の回収以外を目的とする。物の引渡や、ある行為を求めること

家賃を支払わない借家人を**追い出す**のは、非金銭執行であるが、**滞納家賃の回収**のため、借家人の給料を差し押えるのは金銭執行である。

ポイント

- 依頼者は何が欲しいのか? お金なら金銭執行、お金以外なら非金銭執行
- 何をお金に変えるのか? 不動産か動産か債権か (債務者が持っている金目のものは何か?)

2.2 強制執行と担保権の実行

何にもとづいて執行を行うか

強制執行 判決を得て、この判決にもとづいて執行を行う

担保権の実行 事前に抵当権等の担保権を設定しておき、これにもとづいて執行を行う

3 債務名義と執行文

3.1 受訴裁判所と執行裁判所

訴訟を担当する裁判所を**受訴裁判所**、執行を担当する裁判所を**執行裁判所**といい、それぞれは分離され独立している。動産執行のように執行官室申立による執行手続についても同じである。このことは、現実的な意味ではそれぞれ担当する人が違うということでもある。

なぜ、このように「訴訟」と「執行」において担当者が分けられるのか？ 自ら判決を下した受訴裁判所がそのまま執行も担当した方がスムーズなようにも感じられる。

しかし、債務者は敗訴判決を受けた上で控訴を提起しているかも知れないし、また、裁判は東京でやったけれども、執行は横浜が管轄であるという場合もありうる。法律上執行官に対して申し立てるべき執行手続については受訴裁判所が担当することもできない。そうすると、かならずしも受訴裁判所が執行を担当することになるとは限らない。最高裁判所で判決がでたとしても、最高裁判所は執行をやらないので、やはり、受訴裁判所と執行裁判所は分ける必要がある。

そこで、現在の法律では法律関係を確定するところまでは受訴裁判所の役目とし、その法律関係を実現する(執行を担当する)役目は執行裁判所もしくは執行官として、別々の裁判所に受け持たせている。これにより、**受訴裁判所は権利関係の確定に専念すればよく、執行裁判所は執行手続に専念すればよいことになり、紛争解決をよりスムーズに進めることができるようになる。**

3.2 債務名義

上記のように、訴訟を担当する者と執行を担当する者は別人である。

そのため、それぞれの間で、どのような債務について、どの範囲において、誰が、誰に対して、執行を申し立てることができるのかといった引継が必要になる。そこで重要になるのが判決や和解調書などの「**債務名義**」である。

執行裁判所の裁判官及び執行官は、債務名義を読むことによって、債権者がどのような債権を債務者に対して有し、どの範囲で執行を行うことができるのかを迅速に知ることができる。そして、スムーズに執行手続を進めることができるのである。

3.3 執行文 執行力ある債務名義

しかし、単に判決があるということだけでは、執行ができるとは限らない。相手方は判決に不満を持って控訴を提起しているかも知れない。引換給付判決のように申立債権者が一定の行為をなさない**と執行力が生じない場合**もありうる。この点について、執行裁判所や執行官が改めて調査をしなければいけないとすると、受訴裁判所と執行裁判所を分離した意味が無くなり、執行がスムーズに進まないことになる。

そのため、執行手続においては、単なる債務名義ではなく「**執行力ある債務名義**」が必要となる。これは、債務名義に受訴裁判所が執行を進めていいというお墨つきを与えたものである。これにより、執行裁判所は、債務名義に明確に書かれた範囲において執行を行うことができるということを確認することができ、安心して執行手続を進めることができるのである。

ポイント

「**執行力ある債務名義**」とは、受訴裁判所と執行裁判所(執行官)とを結ぶ駅伝のタスキのようなもの。第一走者(受訴裁判所)が権利確定までをやり、タスキ(債務名義)を渡された第二走者(執行機関)が権利の実現=執行を行う。

3.4 公正証書

公正証書とは、契約をする際などに公証人に作成してもらう公文書である。通常の契約書は当事者同士で作成するものだが、あくまで私文書であり、証明力が弱く、また、執行をするには裁判所で判決をもらってからでないと執行申立ができない。

一方で、契約を交わす際に当事者同士で合意の上、公正証書を作成した場合、これは公文書であり、証拠能力が高い。また、契約を守らなかった場合は強制執行することができる旨の記載（執行認諾約款）があれば、判決を得ることなく、公正証書を債務名義として執行を行うことができる。

つまり、ホップ（保全）、ステップ（判決）を飛ばして、ジャンプ（執行）をすることができる。ただし、判決と同じく、執行文の付与を公証人にしてもらう必要がある。

3.5 抵当権等の担保権の登記

抵当権等の担保権は、不動産などの財産について、事前にその財産の価値を債権の範囲内で債権者に譲るのである。

例えば、家を買う際に住宅ローンを組み、その家に抵当権を設定した場合、債務者は自由にその家を利用することができる。これは所有者であるから当然であるが、但し抵当権を設定している以上、家の「価値」だけは自由に処分できない。

例えば、債務者が家を売ることは自由であるが、その代金（＝価値）のうち住宅ローンの残金分は抵当権者のものとなる（これを物上代位という）。また、約束どおり住宅ローンを返済しない場合は、抵当権者はこの不動産を競売してお金（＝価値）に変えて、ここから返済を受けることができる。

担保権を設定するということは、約束を守らない場合はあなたのこの財産から金銭を回収しますという約束を事前しておくことであり、そういった意味で債務者の事前の同意にもとづく。そのため担保権にもとづく競売は「任意」競売といわれる。

一方、訴訟を起こし判決にもとづいて行う場合は事前に担保に提供したわけではなく、債務者の同意があったと言えないから、「強制」執行である。

担保権にもとづく執行の場合も公正証書と同じく、事前に債務者が認めている以上、裁判所において判決を得る必要は無く、ホップ、ステップを飛ばしていきなりジャンプ（執行）をすることができる。

注意が必要なのは担保権にもとづく執行の場合、債務名義は無いことである。債務名義は必要なく、抵当権の登記がなされた不動産登記事項証明書を提出すればよい。いくら債務が残っているか、遅延損害金の利率はいくらか、など具体的な債権債務の関係について証明する必要はない。

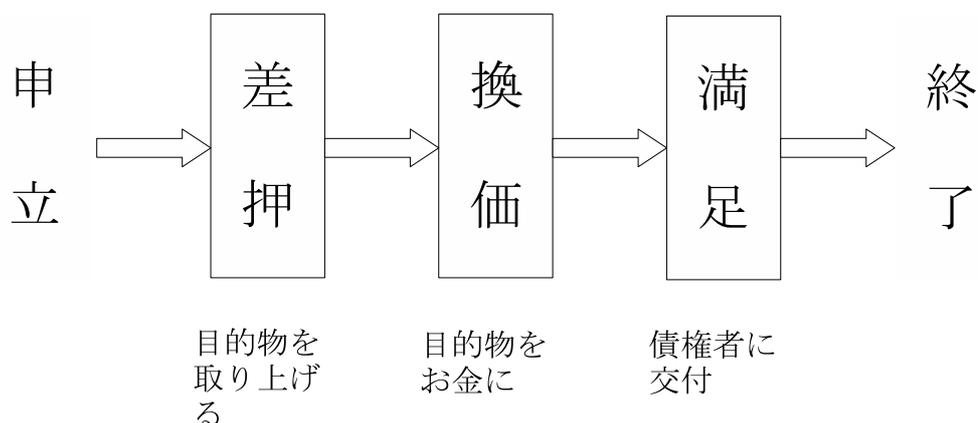
ポイント

公正証書も、担保権の設定も、債務者が「約束を破ったら執行してくれていいですよ」という意思を事前に明確にしている。その上、公正証書の場合は「公証人」さんが、担保権の設定の場合は「登記官」さんが、きちんと当事者の意思を確認しているので、裁判で判決を得る必要が無い。

第II部 金銭執行

4 総論 手続全体の流れ

金銭執行の手続全体の流れは図のとおり、申立によって始まり、大きくわけて三段階となる。



4.1 差押

目的物を執行機関（執行裁判所、執行官）によって換価するためには、まず、債務者が、それらの目的物を勝手に処分したりしないように、執行機関が目的財産を確保しておく必要がある。そのために強制執行の第一段階として行われるのが「差押」である。

「差押」がなされることにより、債務者は目的物の**処分を禁止**され、執行機関が処分権を取得する。不動産であれば、差押の登記をし、動産であれば執行官が管理をするなど、目的物によって差押の具体的な方法は異なる。

4.2 換価

金銭執行である以上、債権者が求めるものは金銭債権の満足である。よって、**目的物を金銭に換える**必要がある。そこで、差押によって処分権を取得した執行機関が目的物を換価する。

典型的な方法としては、競売等による売却である。これも執行の種類によって具体的な方法は異なる。

4.3 満足

目的物の売却等で得た**金銭を債権者に交付**することにより、執行は終わる。債権者が一人の場合などは、他の債権者との関係を考慮する必要がないため、そのまま交付することになる（弁済金の交付）。

しかし、複数債権者がいる場合は、各債権者に公平に満足を得させるため、債権者の満足は主に執行機関による「配当」によって行われる。債権差押の場合は主に取り立てによって満足を得る。

5 不動産強制競売

「金銭」の回収を目的とし、「債務者所有の不動産」を換価して、配当する手続である。

5.1 申立

5.1.1 申立手続

申立手続については別紙のとおり。

5.1.2 二重開始決定

既に他の債権者によって強制競売もしくは担保不動産競売の申立がなされ開始決定がされているとしても、二重、三重に競売を申し立てることができる。これにより裁判所は「**二重開始決定**」をする。先に開始決定がなされた競売事件を**先行事件**、二重開始決定がなされた事件を**後行事件**という。二重開始決定がなされると、後行事件についても後述の差押登記がなされるが、あくまで先行事件が優先され、後行事件によっては手続が進行しない。

先行事件がなんらかの理由で取り下げられ、又は取り消された場合は、当然に後行事件の手続が進められる。また、先行事件の手続を停止した場合は、後行事件の申立債権者より「**続行決定申立**」がなされ、裁判所が「**続行決定**」を為したときも後行事件が進められる。

本来、後行事件の申立債権者も、先行事件が配当に至れば、配当要求により配当を受けられるはずであるため、二重に競売を申し立てる実益は少ない。ただ、なんらかの理由で先行事件が取り下げ、取り消される可能性が高い場合など特別な事情がある場合に二重に申し立てる実益が生じる。

事務員の注意点

競売申し立てを進めるため、不動産登記事項証明書を取得したところ、すでに競売による差押の登記が他のものによってなされている場合は、弁護士及び依頼者と相談した上で手続を進めること。

5.1.3 申立前の租税等の滞納処分による差押

裁判所の差押えの前に租税官庁等の**滞納処分による差押え**があると、裁判所において競売手続を進行させることができない。二重開始と同じく、先行の差押が優先されるためである。

しかし、滞納処分による差押の場合、その後公売にかけるといった処理を租税官庁が行うのはまれであり、そのままではずっと競売手続が進行しないことになってしまう。

そこで、法律は「相当期間内に公売その他滞納処分による売却がなされないとき」は、**続行決定**を申し立てることにより、競売手続を進めることができる。

そのため、申立時に滞納処分による差押がなされているようであれば、競売申立と同時に続行決定の申立を行うとよい。同時に申し立てない場合、または、申立後、差押が有効になる前に滞納処分による差押がなされた場合は、裁判所書記官より続行決定申立書の提出を求められる。

5.2 差押

5.2.1 開始決定と差押

申し立てがなされ、法律上の要件を満たす場合は裁判所が「**開始決定**」を当事者に送達し、管轄登記所に対して差押の「**登記嘱託**」が実施される。そして、債務者へ開始決定が送達された時期と差押登記がなされたときのどちらか早い時期に差押の効力が生じる。

5.3 換価

5.3.1 現況調査命令、評価命令

目的物を売却するためには、その価格と条件を定めなければならない。そのために、裁判所は、評価人に対し**評価命令**を発し、執行官に対し、**現況調査命令**を発する。これにもとづき、評価人が目的物件の評価額を算出し「**評価書**」を提出し、執行官が現況（不動産の形状、占有関係など）を調査して、「**現況調査報告書**」を提出する。

5.3.2 売却基準価額の決定、無剰余による取り消し

次に裁判所は評価にもとづき売却基準価額を決定する。

この価額をもとに、売却がなされた場合に申立債権者にまったく配当される見込がない（＝「**無剰余**」の場合）と判断した場合、裁判所はその旨申立債権者に通知する。これにより、債権者の対応によっては通知後1週間の経過により、競売手続は取り消される。

これは、国家権力による強制力を伴う執行について、なんら利益を得ない債権者の無意味な執行を排除するためである。他の優先債権者にとっても、その意に反した時期に競売を申し立てられると不十分な回収しか受けられない可能性がある。

他方、無剰余の通知を受けた申立債権者は、このまま競売手続を進めても問題がない点を証明することによって、取消を免れることができる。

事務員の注意点

競売申し立てを進めるため、優先債権者の抵当権の価格や、評価証明や路線価図を見て、これは無剰余になりそうだった場合は、事前に弁護士や依頼者と相談すること。

また、以前は「**最低売却価格**」を裁判所が決定していたが、法律改正により、最低売却価格のかわりに「**売却基準価額**」を決定することになった。売却基準価額は最低額ではなく、この価格から10分の2に相当する額を差し引いた価額（＝**買受可能価額**）が入札が認められる最低ラインである。

5.3.3 物件明細書の作成

無剰余による取消とならなかった場合は、裁判所書記官は評価書および、現況調査報告書をもとに**物件明細書**を作成する。そして、この評価書、現況調査報告書、物件明細書（「**三点セット**」と呼ばれる）を執行裁判所に設置し、もしくは、インターネットで閲覧できるようにし、入札を検討する人に情報を提供する。

5.3.4 売却

売却の方法としては、法律上、入札、競り売り、特別売却がある。現在の実務上は、**期間入札**をまず行い、それでも売れ残った場合に**特別売却**を行うようになっている。これらの方法により売却され、代金が納付されたとき、当該物件の所有権が買受人に移転する。

5.4 満足

5.4.1 配当等 二つの方法

売却代金を債権者の満足に当てる方法は二つある。一つが配当表にもとづいて実施する「**配当**」手続、二つめが売却代金交付計算書を作成して弁済金を交付する「**弁済金交付**」手続である。この二つをあわせて「**配当等**」という。

弁済金交付は債権者が一人である場合、もしくは、債権者が複数いる場合でも全ての債権及び執行費用の全部を弁済できる場合に用いられる。それ以外の場合が配当手続となる。

配当等を受けることができる債権者は下記のとおりである。

1. 差押債権者
2. 配当要求の終期までに配当要求・交付要求をした債権者
3. 最初の競売開始決定に係わる差押の登記前に登記された仮差押債権者
4. 最初の競売開始決定に係わる差押の登記前に登記された担保権者

事務員の注意点

配当表や交付計算書の計算や表示に誤りが無いか確認すること。

5.4.2 配当異議

弁済金交付の場合は債権者が複数いても、全ての債権の全額の満足を得ることができるため、基本的に問題は生じないが、配当の場合、債権の一部の満足しか得られない債権者が生じるため、債権の優劣や額について不服のある債権者・債務者が生じる。

そのため、配当表に不服のある債権者等は**配当期日**に出頭して、執行裁判所に対して**配当異議**の申し出をすることができる。そして、配当期日から一週間以内に**配当異議の訴え**を提起することにより、配当表の変更を命ずる判決を求めることができる。

事務員の注意点

配当表や交付計算書の計算や表示に誤りがあった場合は、ただちに弁護士と配当異議をするか相談すること。配当異議を申し出たとしても、配当期日から一週間以内に配当異議の訴えを提起する必要がある点にも注意すること。

5.4.3 配当金等の交付と受領

通常は金額が大きくなる可能性が高いので、銀行振込により配当金を受領した方がよいと思われるが、配当期日に請求書と領収書を執行裁判所に提出して、裁判所の会計から配当金等の支払いを直接受けることもできる。

6 担保不動産競売

「金銭」の回収を目的とし、「担保に供された不動産」を換価して、配当する手続である。手続的には強制競売申立と同じように進むため、いくつか重要な相違点について説明するとどめる。

6.1 債務名義は不要

前述のとおり、担保不動産競売は抵当権や根抵当権などの担保権にもとづき、執行を行うものである。したがって、判決等の**債務名義を得る必要は無い**。ただし、担保権を証明する書面として、**不動産登記事項証明書**等が必要になる。

6.2 被担保債権・請求債権について

債務名義が不要であることに加え、被担保債権の存在を証明する書面は不要となる。

そのため、請求債権目録に記載する請求債権は判決記載の債権をそのまま記入するといったことはできない。依頼者から、債権の発生原因である契約や、現在の債務者の履行状況等をきちんと聴取した上で、申立債権者側が利息や損害金計算を行う必要がある。

また、担保不動産競売を申し立てるには、被担保債権が存在しているだけでなく、その履行が遅滞している事実が要件となる。しかし、この点についても請求債権目録に債務者が**期限の利益を喪失した旨の記述**をすれば十分である。

6.3 担保権についての知識

強制競売と違い、担保権目録の記載が必要となる。通常は、設定日、登記所、受付日受付番号の表示をすれば足りるが、複数の担保権を有する場合や、共同担保の場合、担保権付の債権譲渡などの場合など記載が複雑になる場合がある。

そこで、担保権について基本的な知識を把握した上で、担保権目録を記載する必要がある。

6.4 債務者と所有者

6.4.1 物上保証人

担保権の設定は債務者本人以外の所有物に対しても設定できる。例えば、息子の借金の保証のために、母親所有の不動産に抵当権を設定することができる。この母親のように、他人の債務のために担保を提供する者を「物上保証人」という。

この場合、母親は債務者ではないが、息子の借金の回収のため、債権者は抵当権を設定した母親所有の不動産を売却することができる。

このように、担保権による競売の場合は、かならずしも債務者の所有不動産とは限らず、債務者と所有者が異なることがあるため、注意が必要である。

6.4.2 第三取得者

債務者が抵当権付のまま、他の第三者にその担保不動産を売却、譲渡することもある。このように担保不動産について所有権を取得した者を「第三取得者」という。

この場合、抵当権はその物件の金銭的価値を問題とするにすぎないから、所有者が変わったとしても、抵当権の設定登記がなされている限り、担保不動産競売の申し立てを行うことができる。

7 動産執行

「金銭」の回収を目的とし、「債務者所有の動産」を換価して、債務の弁済に充てる手続である。

7.1 申立

不動産の競売と異なり、執行官に申し立てることになる。

7.2 差押

差押の方法は、執行官が債務者所有の動産の占有を取り上げて、執行官にその占有を移すことにより行われる。

ただし、執行官が相当と認める場合は、差押物をそのまま債務者に保管させることもできる。この場合は、差押物に封印その他の方法で差押の表示をしたとき、差押の効力が生じる。また、執行官は、第三者(倉庫業者)等に、保管させることもできる。

7.3 換価

実務上は、ほとんど競り売りの方法によっているが、一般人の入札は少なく、申立債権者が買い受ける場合もある。

7.4 満足

配当は、執行官によってまず行われるが、場合により執行裁判所により実施される場合がある。

8 債権執行

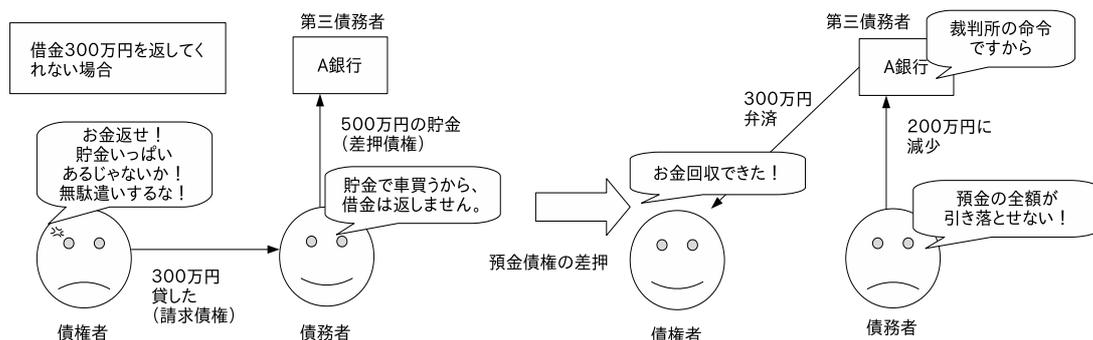
「金銭」の回収を目的とし、「債務者が第三債務者に対して有する金銭債権」を換価して、債務の弁済に充てる手続である。

8.1 申立

8.1.1 差押債権

債権執行の対象は、金銭債権及び動産・船舶・自動車・建設機械の引渡し請求権である。おもに各種の金銭債権を対象とする。

申立手続き上は、申立債権者が有する債権を「請求債権」、この満足のために差し押える債権を「差押債権」として区別する。そして、差押債権の債務者を「第三債務者」という。



8.1.2 差押禁止債権

次の債権については、各支払期に受けるべき給付の**4分の3**に相当する額は差押が禁止される。

1. 債務者が私人から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係わる債権(扶養請求権や生保会社との年金契約にもとづく継続的給付請求権、なお、公的年金等の差押は禁止されている。)

2. 給料、退職年金、賞与等給与の性質を有する債権

3. 退職手当等給与の後払的性質を有する債権

※ 1、2については、月額44万円以上の支給である場合は、4分の3ではなく、そのうち33万円が差押禁止となり、その額を越える部分について全てを差し押えることができる。

8.1.3 扶養義務等に係る債権による債権差押の特例

おもに養育費に代表される**扶養義務等に係る債権**については、法律改正により、特例がいくつか定められている。これは、扶養義務の履行を確保するためである。

定期金債権についての期限到来前の強制執行の特例 定期金債権とは、定期的に将来に向けて発生する債権である。通常の債権差押の場合、申立日現在に発生している分しか請求債権とすることはできない。

養育費は子供が20才になるまで毎月10万円を支払うというように定期金債権である。例えば、子供が10才のときから20才になるまで、夫が毎月10万円の養育費を払わなければいけないという場合に、6ヶ月経っても、一切養育費が振り込まれてこなかったとする。そこで、夫の給与を差押をすることにした事案について考えてみる。

通常の場合、既に発生している分しか差押ができないため、6ヶ月分の60万円について差し押えることしかできない。60万円を回収したとしても、未払が続く場合は数ヶ月後にまた債権差押を申立てなければいけない。何回も債権差押の申立てを続けなければならず、手間も時間も、お金もかかることになる。

そのため、養育費の場合は、既に発生している分だけでなく、将来20才になるまでに発生する分についても事前に差押を認めることになった。すなわち既に発生している6ヶ月分の未払60万円に加え、これから発生する9年6ヶ月分についても事前に差し押えることができる。実際には、各支払日が経過した後に取り立てる。

これにより、一回の債権差押申立てで、子供が20才になるまでの給与を差押続けることができる。

差押禁止債権の範囲の特例 給料の差押については、税金等控除後の給料額の4分の3の部分が差押禁止となるが、扶養義務等に係る債権を請求債権とする差押えの場合は、税金等控除後の給料額の**2分の1**の部分が差押禁止となった。税金等控除後の給料額の2分の1の額が33万円を超えるときは、税金等控除後の給料額から33万円を控除した額が差し押さえられる。

すなわち、養育費等の場合は、通常よりも多く給料の差押が可能となる。

8.1.4 申立手続

別紙のとおり

8.1.5 第三債務者に対する陳述の催告の申立

債権者は、債務者と第三債務者の債権の存否及びその範囲等を正確に把握しているとは限らない。既に第三債務者は弁済をしてしまっているかも知れない。

そこで、被差押債権が支払を受けられるのかどうか等を第三債務者に陳述させる制度が、「**第三債務者に対する陳述催告**」の申立である。

債権者が裁判所に対し陳述催告の申立をすることにより、第三債務者は2週間以内に書面で陳述を行う。債権差押命令申立とともに、陳述催告の申立を提出する。

8.1.6 転付命令

転付命令とは、被差押債権を債務者から債権者に支払いに代えて券面額で移転させる命令である。

例えば、債務者が、第三債務者に対して50万円の債権(A債権＝差押債権)を有しており、債権差押命令の申立人が債務者に対して100万円(B債権＝請求債権)の債権を有していた場合、転付命令により、債権者はA債権を譲り受け、直接第三債務者に対して請求をすることが可能になる一方、債務者はB債権のうちA債権の券面額50万円については既に支払ったものとされる。よって、債権者は第三債務者に対して50万円の債権を取得し、債務者に対しては50万円の債権のみが残り、50万円以上の請求を債務者にすることはできない。

特に注意が必要なのは、転付命令は、差押債権の券面額で債務者が弁済したことにするため、請求債権額以上の金額の債権の差押はできない点である。100万円の請求債権のために債務者の有する200万円の債権につき差押、転付命令を申し立てる場合も、200万円全額の差し押えはできず、そのうち、100万円についてのみ差押、転付命令を申し立てることになる。200万円全額につき転付命令がなされると、請求債権が100万円であるにもかかわらず、200万円を弁済したことになってしまうからである。

また、差押債権については券面額が必要となるため、券面額のわからない将来の給料債権や将来の賃料債権の差押はできない。

第三債務者が資力ある者である場合はよいが、第三債務者が資力が無い場合、下手に転付命令を申し立てると逆に債権の回収ができなくなる可能性もあるので、注意が必要である。

8.2 差押

差押は、**第三債務者に差押命令が送達されたとき**に効力を生ずる。これにより第三債務者は債務者への弁済を禁止されるため、実質的に債務者はその債権の処分権を失う。もし、差押の効力発生後、第三債務者が債務者へ支払いをしてしまったとしても、債権者はその分の支払いを第三債務者に請求することができる。つまり、第三債務者が禁止されているにもかかわらず債務者へ支払ってしまった場合、第三債務者は二重払いをしなければいけなくなる。

8.3 換価及び、満足

換価の手続は他の金銭執行と違い、裁判所や執行官が関与せず、債権者が直接行うことになる。

債権者は、債務者が差押命令を受け取って1週間経つと、差押債権が供託された場合を除き、第三債務者に対して、直接、差押債権の支払いを求めることができる。

そして、支払方法などの詳細についても直接第三債務者と打ち合わせることになる。

よって、申立債権者側が直接取り立て、その債権の満足を得ることになる。

事務員の注意点

場合によっては、第三債務者が差押禁止の部分についても支払いをしてくる可能性もある。後々のトラブルを避けるため、支払方法などを第三債務者と相談する際にはきちんと説明をした方がよい。

給料など毎月生じる債権の差し押えの場合、第三債務者からの取り立ては請求債権が完全に満足を得るまで、続くことになる。そのため、入金状況の管理等の必要が生じるため、できるかぎり通帳などで入金状況を確認し、整理しておく必要がある。長期間にわたる場合もあるが、完済になった場合にきちんと弁護士に報告し、債権差押の完了届の手続を行えるよう注意しなければならない。

9 担保権の実行としての債権執行

「金銭」の回収を目的とし、「債務者が担保権に係わる物件についての第三債務者に対して有する金銭債権」を換価して、債務の弁済に充てる手続である。手続的には通常の債権執行と同じ様に進み、申立書の記載や添付書類が違ってくるだけである。

9.1 担保権の実行としての債権執行とは

担保権の実行としての債権執行とは、債務者が第三債務者に対して有する被担保不動産又は動産について生じた債権を差し押える手続である。

例えば、債権者が債務者に対し500万円の債権を担保するため債務者所有の家屋に抵当権を設定したとする。債務者は、債権者に500万円の返済をしないまま、同家屋を賃借人に貸し、毎月10万円の賃料を得ている。この場合、債権者はこの賃料債権(月額10万円)を差し押え、500万円の返済として充当することができる。

通常の債権執行と担保権の実行としての債権執行の関係は、ちょうど、強制競売と担保不動産競売との関係に似ている。担保権の実行としての債権執行の場合も、担保不動産競売と同じく、債務名義は不要である。判決などの債務名義を得ること無く、担保権の存在を証明する書面(不動産登記事項証明書等)の提出のみで、債権を差し押えることができる。

10 強制管理と担保不動産収益執行

管理人を選任して、不動産からあがる収益(典型例としては家賃)を差し押える手続である。第三債務者が変わっても有効である点が債権執行と異なる。

第III部

非金銭執行

11 不動産の引渡し、明渡しの強制執行

「不動産の引渡し、明渡し」を目的として、執行官が債務者を直接強制することにより、当該不動産の占有を債権者に取得させる手続である。

「引渡し」とは、単に債務者が目的不動産の占有を解き、債権者にその占有を取得させることをいい、「明渡し」とは、単に占有を解くのみならず、中の物品など取り除いて、完全に債権者に占有を取得させるこという。

11.1 申立

別紙のとおり。

なお、引換給付判決(例、債権者が金銭を支払ってはじめて家屋の明け渡しを命ずる債務名義)の場合は、債権者側が自分がなすべきことはしたということを証明しなければ執行することができない。

11.2 明渡しの催告

執行官は、原則として1ヶ月を経過する日を引渡し期限と定めて、明け渡しの催告をすることができる。そして、執行官は、明け渡しの催告をした旨、引渡し期限及び占有移転が禁止されている旨を公示する。

催告後は、債務者は債権者以外のものに占有を移転することを禁じられる。たとえ、他のものに占有を移転したとしても、債権者は、その変更後の占有者を対象として、承継執行文の付与を要しないで強制執行をすることができる。

11.3 執行

執行は、執行官が債務者の目的物に対する占有を解いて、債権者にその占有を取得させる。そのため、債権者又はその代理人が執行場所に出頭していなければ執行ができない。

執行時にその不動産に残された動産はこれを取り除き債務者等に引き渡さなければいけない。引き渡しができない場合は、執行官はこれらの動産を売却、保管する。

事務員の注意点

明け渡し執行の申立を行う場合は、その不動産にある債務者の動産につき、動産執行を申し立てるか否か、検討する必要がある。(もちろん金銭債権についての債務名義がなければ、動産執行は申し立てられない。) 動産執行を申し立てない場合は、例えば、明け渡し執行時に高価な絵画などがあることがわかってもらってもそれは債務者に渡されることになる。しかし、同時に動産執行を申し立てると、この絵画を差押え、債権者は売却代金から債権の満足を得ることができる。

例えば、賃料不払いの賃借人を追い出す場合などは、単に明け渡しを受けるだけでなく、未払賃料についても回収することがベストであるため、同時に動産執行を申し立てる場合が多い。

ただし、実際にはそのような財産を有していない場合も多く、弁護士と相談した上で決定することになる。

12 建物収去土地明け渡しの強制執行 代替執行について

建物収去土地明け渡しの場合も、不動産の明け渡しの一部であるが、手続き上かなり違いがあるため、別途説明する。

12.1 建物収去土地明け渡し

通常の家屋の明け渡しと違い、建物収去土地明け渡しは二つの行為に分けて考えられる。

- 建物収去 (取り壊すこと)
- 土地明け渡し (占有を債権者に移転すること)

このとき、債権者が単に「土地を明け渡せ」という債務名義を持っているに過ぎない場合では、建物収去はできない。よって、建物収去土地明け渡しの執行を行うためには、「建物を収去しろ」という債務名義と、「土地を明け渡せ」という債務名義が必要となる。

建物を収去してしまえば、単に土地の占有を明け渡すだけであり、前記の通常の明け渡し執行手続ですむ。そこで、問題となるのが、建物の収去をどうするかである。

12.2 代替執行

本来であれば、債務者が費用を出して解体業者などに依頼をし、建物を解体し、廃材の処理などをして収去すべきである。しかし、債務者がこれをしない場合、いつまでも放っておくことは権利の実現がなされないことになる。そこで、このような場合、民事執行法では「代替執行」という方法により、建物を収去することになる。

代替執行とは、債務者本人が債務の履行を行わない場合に、債務者の費用を持って第三者によって履行させる手続である。すなわち、債務者が建物を収去しないのであれば、債権者は代替執行手続により、自分で解体業者に依頼し、建物の解体を行うことができる。

なお、代替執行には、建物収去以外にも様々な「為す債務」に利用される。

12.3 建物収去命令申立

代替執行の申立は、執行官ではなく、執行裁判所に対して行う点に注意が必要である。別紙のとおり。

12.4 授權決定発令から執行まで

申立を受け、裁判所は債務者を審尋し、裁判所が授權決定をなす。授權決定とは、債務者の費用を持って、その作為を債務者以外の者にさせることを授權する決定である。

現実の執行については、裁判所が発令した建物収去命令の中で実行を担当する者が特定されていればその者が、特定されていなければ債権者自身が行い、任意の第三者にさせることができる。

12.5 費用前払の決定

代替執行に関する費用はあくまで債務者が負担するため、あらかじめ債務者に支払わせる必要がある。そこで、債権者が裁判所に対し費用前払の決定を申立て、同決定があれば、これを債務名義として、金銭執行の方法で費用の取り立てを行うことができる。

12.6 建物収去土地明け渡しのまとめ

1. まず、建物収去と土地明け渡し両方の債務名義を得て、これをもとに、
2. 建物収去命令申立てを執行裁判所に行う。
3. 授権決定後、費用前払の申立、費用の取り立てなどを行う。
4. 執行官室に建物収去及び土地明渡の申立。